

令和2年 8月 6日



担当課	産業政策課
担当者	入山・小林
電話	(073) 435-1040
内線	3032

## 事業所に係る家賃等の一部に支援金を交付します ～和歌山市事業者家賃支援金～

新型コロナウイルス感染症の影響により売上が一定割合減少し、国及び県の家賃支援の対象とならない事業者に支援金を交付します。

1 対象経費 令和2年5月から7月分までの家賃等

2 支援金額 対象経費の実支出額の2/3（上限20万円）

※また、対象経費の実支出額が225万円(令和2年5月から7月までの家賃の合計)を超える場合は、超えた部分についても1/3（上限20万円）を交付します。

3 対象者 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年5月から7月までの間のいずれか1ヵ月間の売上高が前年同月比30%以上50%未満減少している市内事業者（令和2年5月～7月までの期間の売上を算定根拠として、国の家賃支援給付金の対象となる場合は申請できません。）

4 受付期間 令和2年8月7日（金）から令和3年1月29日（金）  
※原則郵送での申請受付となります。

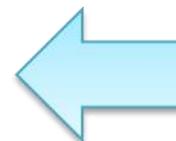
（詳細は別添資料参照）



家賃を支払っている市内事業者  
(売上が30%以上50%未満減少)

### 20万円までの支援金

※また、複数店舗を賃借するなど、対象経費の実支出額が一定額を超える場合は、超えた部分について1/3（上限20万円）の支給あり



# 和歌山市事業者家賃支援金

令和2年5月～7月分の家賃の2/3（最大20万円）を支援します

※一定の要件を満たす場合は、上乗せ支給する場合があります

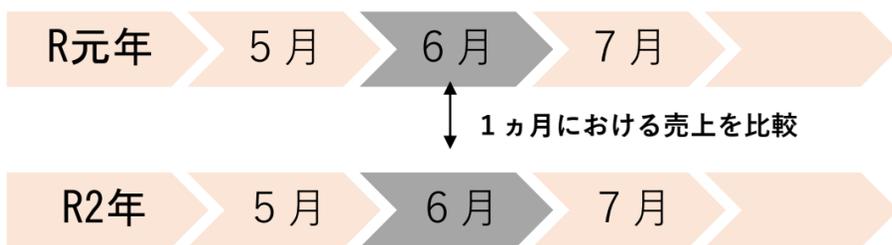
新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上が減少しているものの、国の家賃支援給付金の対象外となる事業者の方々に、家賃の一部を支援する制度を創設しました。

## 【1】支援対象となる事業者

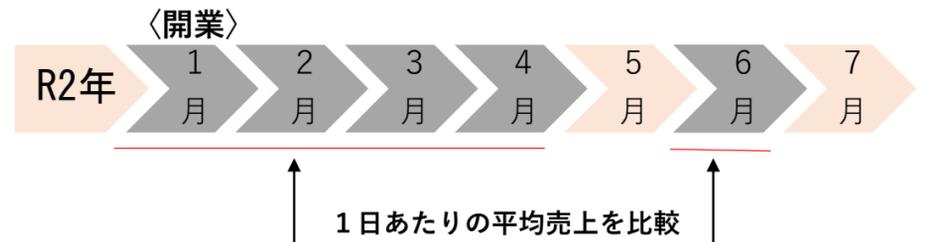
※以下項目をすべて満たしている必要があります。

- 法人等にあつては市内に主たる事務所又は事業所を有し、以下の①又は②に該当すること
  - 資本金の額又は出資の総額が10億円未満であること
  - 資本金等の定めが無い場合、従業員数が2千人以下であること
- 個人にあつては市内に事業所を有すること
- 賃貸借契約等に基づき事業用の土地又は建物を賃借し、令和2年5月～7月の期間において賃料を支払っていること
- 令和2年4月30日以前から事業収入を得ており、今後も事業を継続する意思があること
- 令和2年5月～7月の期間のうち、売上が前年同月比で30%以上50%未満の範囲で減少している月があること
- 前年の同月との売上比較ができない場合は、令和2年5月～7月までのいずれか1月の1日当たりの平均売上と、開業等から令和2年4月30日以前の1日あたりの平均売上とを比較し、減少率が30%以上50%未満であること
- 令和2年5月～7月までの期間の売上を算定根拠として、国の家賃支援給付金の対象となっていないこと
- 暴力団等とかかわりがないこと
- 宗教団体、政治団体ではないこと

【前年との売上比較の例】



【前年との売上比較ができない場合の例】



## 【2】支援対象経費

事業に要する土地及び建物に係る、令和2年5月～7月の3ヵ月分の家賃等

対象となる経費の例

- ・テナントの家賃
- ・駐車場の賃料
- ・資材置き場等の賃料
- ・共益費及び管理費（家賃の賃貸借契約書に規定されているもの）
- ・倉庫の賃料
- 等

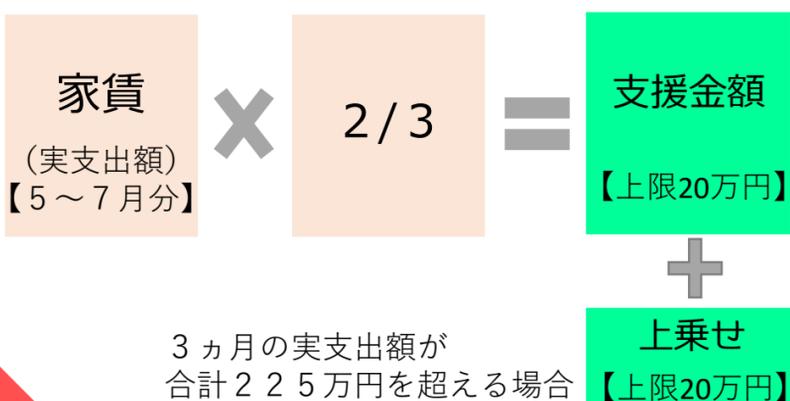
対象とならない経費の例

- ・令和2年5～7月分以外の賃料
- ・賃貸借契約書等に規定されていない費用
- ・水道光熱費
- ・保険料
- ・リース料
- ・敷金
- ・礼金
- ・保証料
- 不動産ローン
- 等

## 【3】支援額

支援金の額は、支援対象経費の実支出額に2/3を乗じて得た額又は20万円のいずれか少ない額とします。

※3ヵ月の家賃合計が225万円（1ヵ月で75万円）を超える場合は、超えた分の1/3又は20万円のいずれか少ない額を上乗せします。



【補助金額算出の例】

・合計家賃5万円/月の場合 → 15万円×2/3 = 10万円 < 20万円  
支援金額

・合計家賃20万円/月の場合 → 60万円×2/3 = 40万円 > 20万円  
支援金額

・合計家賃90万円/月の場合 → ①225万円×2/3 = 150万円 > 20万円  
②45万円×1/3 = 15万円 < 20万円

支援金額：①+② = 35万円

## 【4】申請手続きについて

申請を行う際は、事前に必ず和歌山市産業政策課まで電話等でご相談ください。

### 手続きフロー

令和2年8月7日 ~ 令和3年1月29日  
(申請受付開始) (申請締切日)

事業者

- 事前相談 (必須)
- 交付申請 (原則郵送)

和歌山市

- 交付決定
- 交付額確定 (郵送)

事業者

- 補助金請求 (郵送)

和歌山市

- 補助金支払い

事業者

- 補助金受取

#### 交付申請時の必要書類 (①~③はHPより取得できます)

- ①交付申請書
- ②誓約書兼同意書
- ③口座振替申出書 (口座登録の無い場合のみ)
- ④賃貸借契約等の契約書の写し
- ⑤令和2年5月~7月分の家賃の支払いを確認できる資料  
※口座への振込がわかる通帳の写し等
- ⑥売上の減少を確認できる資料
  1. 2019年分の確定申告書の写し  
(令和元年5月~7月の売上がわかるもの)  
法人: 別表1、法人概況説明書  
個人: 第1表、所得税青色決算書 (青色申告の場合のみ)
  2. 売上台帳、売上データを出力した資料等  
(令和2年5月~7月の売上がわかるもの)  
※売上の前年比較ができないなどの場合はご相談ください

#### 補助金請求時の必要書類

補助金等交付請求書 (後日市から送付します)

#### 留意事項

- 締切日にかかわらず、予算に達した場合は、その時点で申請の受付を終了します。
- 提出された申請書類及び添付書類は返却しません。
- 申請書類及び添付書類に記載された個人情報、本事業においてのみ使用します。
- 法令違反等不正な行為があった場合は補助金の交付決定を取り消す場合があります。

書類の提出先 お問い合わせ・ご相談は  
和歌山市役所 産業政策課  
TEL : 073-435-1040  
E-mail : sangyoseisaku@city.wakayama.lg.jp